別表六(二)

令二・四・一以後終了事業年度等分

内国法人の外国税額の控除に関する明

【No.29】21欄の金額は、税引後の金額としていますか。
【No.29】21欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

Ⅰ　法人税に係

当期の控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「21」）	1		円
当期の法人税額（別表一「4」－別表六（五の二）「5の③」－別表十七（三の十二）「1」）（マイナスの場合は0）	2		
当期の所得金額 所得金額又は欠損金額			
繰越			
被合の			
組			
組合			
(3)＋(4)＋(5)－(6)＋(7)（マイナスの場合は0）	8		
当期の調整国外所得金額 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額（別表六(二)付表一「25」）	9		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額（43の①）	10		
(9)＋(10)（マイナスの場合は0）	11		
非課税国外所得の金額（(43の②)＋別表六(二)付表一「26」）（マイナスの場合は0）	12		
(11)－(12)（マイナスの場合は0）	13		
(8)　×　90%			
調整国外所得（(13)と(14)のうち少な			
法人税の控除限 (2)×(15)/(8)			
当期に控除できる金額の計算 法第69条第1項により控除で（(1)と(16)のうち少な			
法第69条第2項により控除で（別表六(三)「30の②」）			
法第69条第3項により控除できる金額（別表六(三)「34の②」）	19		
当期に控除できる金額 (17)＋(18)＋(19)	20		

【No.28】国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算していますか。
【No.28】国外事業所等帰属所得の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成していますか。

【No.30】12欄の金額は、国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに計算した非課税所得分の合計額（マイナスの場合は0）を記載していますか。

区分		国外所得対応分①	①のうち非課税所得分②
当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算 その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	21	円	円
加算 納付した控除対象外国法人税額	22		
交際費等の損金不算入額	23		
貸倒引当金の戻入額	24		
	30		
	31		
小計	32		
減算 貸倒引当金の繰入額	33		
○　○　○	34		
	35		
	36		
	39		
	40		
	41		
小計	42		
計 (21)＋(32)－(42)	43		

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.32】国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。
（例）別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三の八)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額（本店所在地国、支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。）

【No.31】国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。

Ⅱ　地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	44		円
法人税の控除限度額 (16)	45		
差引控除対象外国法人税額 (44)－(45)	46		

地方法人税額の計算 課税標準法人税額（別表一「4」）	47		円 000
地方法人税額 (47)×(4.4%又は10.3%)－(((別表六(五の二)「5の③」)＋(別表十七(三の十二)「1」)－(47))と0のうち多い金額)（マイナスの場合は0）	48		
地方法人税 (48)×(8)			
外国税額の控除額 ((46)と(49)のうち少ない金額)	50		

【No.７】50欄の金額は、別表一の40欄の金額と一致していますか。